

## 令和 5 年の最低賃金と同一労働同一賃金の関係

### ○令和 5 年の最低賃金の見込み

令和 5 年度地域別最低賃金額の地方最低賃金審議会の答申状況をお知らせします。

今後、異議申出に関する手続きを経て決定されますが、政府の目指す全国加重平均 1000 円は達成されそうです。確定情報を厚生労働省のページで確認してから給与計算などに反映をするようにしてください。

#### <首都圏の令和 5 年最低賃金の答申>

都道県名	時間額 (現行+引上額)、発効日
東京都	1,113 円 (1,072 円+41 円)、10/1
神奈川県	1,112 円 (1,071 円+41 円)、10/1
埼玉県	1,028 円 ( 987 円+41 円)、10/1
千葉県	1,026 円 ( 984 円+42 円)、10/1
茨城県	953 円 ( 911 円+42 円)、10/1
栃木県	954 円 ( 913 円+41 円)、10/1
群馬県	935 円 ( 895 円+40 円)、10/5
山梨県	938 円 ( 898 円+40 円)、10/1

### ○最低賃金に達しているか確認する方法

まず支払った賃金を時間額にする必要があります。日給の場合には 1 日の所定労働時間を、月給の場合には 1 か月の所定労働時間に増減があれば 1 か月平均所定労働時間を使います。

また、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 時間外・休日労働、深夜に対する割増賃金
- (4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

図 1 では月例給を時間額に換算するときの考え方を表しています。

【図1:最低賃金比較】

対象の賃金を月平均所定労働時間で割り時間額にして、最低賃金と比較する。  
※歩合給については月間総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算する。  
※各種手当のうち、除外される賃金以外は合算してよい。

固定残業代
家族手当
精勤手当
通勤手当
職務手当
基本給

なお、固定残業代を設定する際の単価も最低賃金を上回っているか確認する必要があります。

### ○同一労働同一賃金への対応について

最低賃金の大幅な引き上げは、非正規労働者の待遇改善を大きな目的としています。

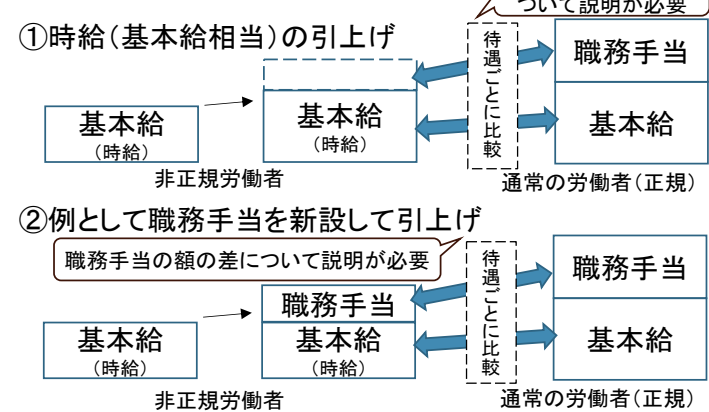
しかし同一労働同一賃金(法令では均等均衡待遇)は、企業の設定した基本給や〇〇手当といった待遇について、その支給目的に照らし合わせて、単体で判断されます。よって、実際に非正規労働者のどの待遇を引上げるのかということが、今後の均等均衡待遇に影響します。

例えば、正規労働者だけに各種手当が存在している場合で、非正規労働者の時給だけを上げ、その後、各種手当が非正規労働者に支給されていないことが合理的でないと考えた場合には、今回の引上げとは別に原資が必要となります(図 2①)。

別の例として、正規労働者と同様の手当を非正規労働者にも新設して最低賃金を満たした場合、手当の不支給の問題は解決します。(ただし、手当の金額の差があれば、その額の違いについては説明義務が発生します。図 2②)

自社の今後の均等均衡待遇の方向性により、どの待遇を引き上げるべきか、必要に応じてご検討ください。

【図2:待遇引き上げと均衡待遇の関係】



ただし最低賃金の比較時に除外されてしまう「割増賃金(固定残業代を含む)」「通勤手当」「家族手当」「精皆勤手当」については、最低賃金の引上げには寄与しません。これらの手当を新設あるいは増額する場合には、最低賃金とは別にお考え下さい。

当事務所では、賃金制度の設計に関してお手伝いしております。お問合せください。